

第三十九回国会 衆議院 文教委員会議録 第二一號

昭和三十六年十月四日(水曜日)

午前十四時四十七分開議

出席委員

委員長 櫻内 義雄君

理事 白井 莊一君 理事 竹下 登君

理事 八木 徹雄君 理事 小林 信一君

理事 高津 正道君 理事 山中 吾郎君

伊藤 郷一君 上村 千一郎君

田川 誠一君 高橋 英吉君

中村 庸一郎君 松山 千恵子君

前田 榮之助君 三木 喜夫君

村山 喜一君 鈴木 義男君

出席政府委員

文部政務次官 長谷川 峻君

文部事務官 天城 勲君

(大臣官房長)

文部事務官 内藤 馨三郎君

(初等中等教育局長)

委員外の出席者

専門員 石井 易君

十月四日

委員野原覺君辞任につき、その補欠として前田榮之助君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員前田榮之助君辞任につき、その補欠として野原覺君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)
公立高等学校の設置、適正配置及び

教職員定数の標準等に関する法律案(内閣提出第一二二号)
日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五五号(予))

○櫻内委員長 これより会議を開きます。

学校教育法等の一部を改正する法律案、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案、日本育英会法の一部を改正する法律案の三案を一括議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。長谷川文部政務次官。

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

「雙学校」を「雙学校に」、「の外」を「のほか」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改める。

第四十条 「大学の学部又は大学院」を「高等学校の通常の課程(以下全日制の課程という)及び夜間その他特別の時間又は時期において授業を行なう課程(以下定時制の課程という)並びに通信による教育を行なう課程(以下通信制の課程という)並びに大学の学部及

び大学院」に改める。
第九條第二号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

第二十二條第一項中「又は後見人の職務を行なう者」を削り、「養護学校」の下に「の小学部」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、子女が、満十二歳に達した日の属する学年の終りまでに小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終り(それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終り)までとする。

第二十三條中「教育に關し都道府県の区域を管轄する監督庁(以下都道府県監督庁と称する。)」を「都道府県の教育委員会」に改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

第三十條を次のように改める。

第三十條 市町村は、適當と認めるときは、前條の規定による事務の全部又は一部を共同処理するため、市町村の組合を設けることができる。

第三十一條第一項中「町村が」を「市町村は」に、「市町村学校組合」を「又は前條の市町村の組合」に改める。

第三十二條中「都道府県監督庁」を「都道府県の教育委員会」に改

める。
第三十三條を次のように改める。

第三十三條 削除

第三十九條第一項中「小学校」の下に「又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部」を、「養護学校」の下に「の中学部」を加え、同条に次の一項を加える。

第二十二條第二項及び第二十三條の規定は、第一項の規定による義務に、これを準用する。

第四十條中「第二十二條第二項、第二十三條から第二十六條まで及び第二十八條から第三十四條まで」を「第二十五條、第二十六條、第二十八條から第三十二條まで及び第三十四條」に改める。

第四十四條第一項中「通常の課程」を「全日制の課程」に、「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行なう課程(以下定時制の課程と称する。)」を「定時制の課程」に改める。

第四十五條を次のように改める。

第四十五條 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

監督庁は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住

所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者をあわせて生徒とするものその他政令で定めるものに係る第四條に規定する認可を行なうときは、あらかじめ、文部大臣の承認を受けなければならない。

通信制の課程に關し必要な事項は、監督庁が、これを定める。

第四十五條の次に次の一條を加える。

第四十五條の二 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在學する生徒が、技能教育のための施設で文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における學習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

前項の施設の指定に關し必要な事項は、政令で、これを定める。

第四十六條を次のように改める。

第四十六條 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、四年以上とする。

第五十四條の次に次の一條を加える。

第五十四条の二 大学は、通信による教育を行なうことができる。

第五十五条第一項中「前条」を「第五十四条」に、「超える」を「こえる」に改める。

第六十五条中「究めて」を「きわめて」に改める。

第七十条中「、第四十五条」を削る。

第七十一条中「夫々」を「それぞれ」に改め、「盲者」の下に「（強度の弱視者を含む。以下同じ。）」を加え、「聾者」を「聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）」に、「精神薄弱、身体不自由その他心に故障のある者」を「精神薄弱者、身体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）」に、「併せて」を「あわせて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十一条の二 前条の盲者、聾者又は精神薄弱者、身体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、政令で、これを定める。

第七十二条第二項を次のように改める。
盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。
第七十四条中「年齢生徒の中」を「年齢生徒のうち」に、「聾者」を「聾者」に改める。

者」に、「精神薄弱、身体不自由その他心に故障のある者」を「精神薄弱者、身体不自由者若しくは病弱者で、その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。
第七十五条第一項各号を次のように改める。

- 一 精神薄弱者
- 二 身体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他心に故障のある者で、特殊学級において教育を行なうことが適当なもの

第七十六条中「第二十一条」の下に「（第四十条及び第五十一条において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十五条から第四十八条まで、第五十条」を「第四十六条から第五十条まで」に改め、「養護学校」の下に、「第五十四条の二の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に」を加える。

第八十四条第一項及び第二項中「都道府県監督庁」を「都道府県の教育委員会（私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事）」に改め、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第三項を削る。

第八十九条中「六箇月」を「六月」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。
第九十四条中「左に」を「次に」に改める。
第九十七条中「夫々」を「それぞれ」に改める。

第二百二条第一項中「ろ、学校」を「養学校」に改める。

第二百二条の二中「精神薄弱、身体不自由その他心に故障のある者」を「精神薄弱者、身体不自由者又は病弱者で、その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

第二百四条を次のように改める。

第二百四条 削除

第二百五条第二項中「、第四条の規定により政令で定めるものとされてゐるものを除く外」を削る。

第二百六条第一項中「、第十二条第二項」を削り、「第二十条」の下に「、第二十三条」を加え、「第四十五条第二項」を「第四十五条第四項」に改め、並びに第二十三条に規定する定をなす権限を有する監督庁」を削り、同条第二項中「の認可する監督庁」を削り、「都道府県教育委員会」を「都道府県の教育委員会」に改める。

第二百七条中「養護学校」の下に「並びに特殊学級」を加え、「第五十一条及び第七十六条において準用する第二十一条第一項」を「第二十一条第一項（第四十条、第五十一条及び第七十六条において準用する場合を含む。）」に改める。

（私立学校法の一部改正）

第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に、「左に」を「次に」に、「因つて」を「よつて」に、「因る」を「よる」に改める。
第五条第一項第一号を次のよう

に改める。

一 私立学校の設置廃止（高等学校の全日制の課程（学校教育法第四条に規定する全日制の課程をいう。）、定時制の課程（同法同条に規定する定時制の課程をいう。）、及び通信制の課程（同法同条に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。）、大学の学部及び大学院、高等専門学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部の設置廃止並びに同法第五十四条の二（同法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による通信教育の開設廃止を含む。）及び設置者の変更並びに私立高等学校の通信制の課程で同法第四十五条第三項に規定するもの（以下「広域の通信制の課程」という。）に係る学則の変更の認可を行なうこと。

第十條第四項中「ろ、学校を」を「養学校」に改める。

第三十條第一項第三号を次のように改める。

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、学科（高等専門学校に学科に限る。）、又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校に広域の通信制の課程を置く場合には、広域の通信制の課程である旨を含む。）

第五十一条第四項及び第五項中「但書」を「ただし書」に改める。

第五十三条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

第五十五条中「因り」を「より」に改める。
第六十四条の次に次の一条を加える。

（文部大臣の承認）
第六十四条の二 都道府県知事である所轄庁は、広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置する学校法人について第三十条第一項、第四十五条、第五十条第二項又は第五十二条第二項の規定による認可又は認定（第四十五条の規定による認可にあつては、広域の通信制の課程に係る事項で、文部大臣が定めるものに係る認可に限る。）を行なう場合には、あらかじめ、文部大臣の承認を受けなければならない。

第六十五条中「前条」を「第六十四条」に改める。
附則第十二項を次のように改める。

12 第五条第一項第一号中「開設廃止」とあるのは、当分の間、「開設廃止並びに同法第五十五条の規定による通信教育の開設廃止」と読み替へるものとする。

附則
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の学校教育法（以下「旧法」という。）第四条の規定により高等学校の通信教育の開

設についてされている認可は、文部大臣の定めるところにより、この法律による改正後の学校教育法（以下「新法」という。）第四条の規定により通信制の課程の設置についてされた認可とみなし、この法律の施行の日前において、旧法第四十五条第一項の規定により行なわれた高等学校の通信教育は、文部大臣の定めるところにより、新法第四十五条第一項の規定による通信制の課程で行なわれた教育とみなす。

（学校法人の寄附行為変更の経過措置）

3 この法律の施行の際、現に存する学校法人で当該学校法人の設置する私立学校に課程、学部、大学院又は部を置くものの寄附行為については、この法律による改正後の私立学校法第三十条第一項第三号の規定にかかわらず、新たに私立学校を設置する場合又は既に設置されている私立学校に新たに課程、学部、大学院若しくは部を置く場合を除き、この法律の施行の日から五年間は、なお従前の例による。

（文部省設置法の一部改正）

4 文部省設置法（昭和二十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「ろう学校」を「聾学校」に改める。

第五条第一項第十四号中「あつ旋」を「あつせんに」改め、同条同項第十九号の三の次に次の二号を加える。

十九の四 高等学校の通信制の

課程のうち学校教育法第四十五条第三項に規定するものに係る認可について承認を与えること。

十九の五 広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置する学校法人に係る認可等について承認を与えること。

第八条第九号中「ろう学校」を「聾学校」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二 高等学校の通信制の課程のうち学校教育法第四十五条第三項に規定するものに係る認可について承認を与えること。

第十二条第一項第五号を次のように改める。

五 広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置する学校法人に係る認可等について承認を与えること。

第十二条第一項第九号中「あつ旋」を「あつせんに」改める。

附則第八項中「盲ろう教育用」を「盲聾教育用」に改める。

（社会教育法の一部改正）

5 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第六条第三号中「あつ旋」を「あつせんに」改める。

教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十四条（定時制の課程）」を「第四条に、「第四十五条（通信教育）の規定により行う通信による」を「同条に規定する通信制の課程（以下「通信制の課程」という。）で行なう」に改める。

第五条中「を置くもの又は通信教育を行なう」を「又は通信制の課程を置く」に改める。

（国民年金法の一部改正）

7 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項第七号ただし書を次のように改める。

ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条に規定する高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程若しくは同法第五十四条に規定する大学の夜間の学部在学し、又は同法第五十四条の二（同法第七十六条において準用する場合を含む。）に規定する通信による教育を受ける生徒又は学生を除く。

理由

高等学校の通信による教育を行なう課程に関する規定を整備し、技能教育施設における学習を高等学校の定時制の課程又は通信制の課程の教科の一部の履修とみなすことができるのみを開き、その他特殊教育に関する規定等を整備するとともに、広域の通信制の課程を置く私立高等学

校を設置する学校法人に係る認可等に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公立の高等学校に關し、配置、規模及び学級編制の適正化並びに教職員定数の確保を図るため、学校の設置、学校の適正な配置及び規模並びに学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて高等学校の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「教職員」とは、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。以下第九条において同じ。）、実習助手及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。）をいう。

2 この法律において、「全日制の課程」とは学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条に規定する全日制の課程をいい、「定時制の課程」とは同法同条に規定する定時制の課程をいい、「通信制の課

程」とは同法同条に規定する通信制の課程をいう。

3 この法律において、「農業に関する学科」とは農業に関する専門教育を主とする学科をいい、「水産に関する学科」とは水産に関する専門教育を主とする学科をいい、「工業に関する学科」とは工業に関する専門教育を主とする学科をいい、「商業に関する学科」とは商業に関する専門教育を主とする学科をいい、「家庭に関する学科」とは家庭に関する専門教育を主とする学科をいう。

第二章 公立の高等学校の設置

（公立の高等学校の設置）

第三条 公立の高等学校は、都道府県が設置するものとする。

2 政令で定める基準に該当する市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）は、高等学校を設置することができるものとする。

第三章 公立の高等学校の適正な配置及び規模

（公立の高等学校の適正な配置及び規模）

第四条 都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。

第五条 公立の高等学校における学校規模は、その生徒の収容定員が、本校又は分校の別に従い、それぞれ次の表の下欄に掲げる数を下ら

ないものとする。ただし、本校における生徒の収容定員については、専門教育を主とする学科を置く場合その他政令で定める特別の理由がある場合は、この限りでない。

本校	分校
三百人	百人

第四章 公立の高等学校の学級編制の標準

第六条 公立の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程における一

学級の生徒の数は、やむを得ない事情がある場合を除き、五十人（農業、水産若しくは工業に関する学科又はその他の専門教育を主とする学科で政令で定めるものにあつては、四十人）を標準とする。

第五章 公立の高等学校の教職員定数の標準

（教職員定数の標準）

第七条 公立の高等学校に置くべき教職員の当該高等学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数（以下「教職員定数」という。）は、次条から第十二条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

（校長の数）

第八条 校長の数は、学校数に一を乗じて得た数とする。

（教諭等の数）

第九条 教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の数は、次の各号に定めるところにより算定し

た額を合計した数とする。

一 全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程を置く学校（本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。）について、当該学校におけるそれぞれの課程の生徒の数（全日制の課程又は定時制の課程に置かれる農業、水産、工業、商業若しくは家庭に関する学科又はその他の専門教育を主とする学科で政令で定めるものに属する生徒の数については、第二表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により補正した数

第一表

課程の別	人員の区分	除すべき数
全日制の課程	一人から三百人まで	二十
	三百一人から七百五十人まで	二十五
	七百五十一人から千二百人まで	三十
	千二百一人以上	三十三
定時制の課程	一人から三百人まで	二十三
	三百一人から七百五十人まで	三十三
	七百五十一人から千二百人まで	四十
	千二百一人以上	四十四
通信制の課程	一人から六百人まで	七十五
	六百一人から千二百人まで	百
通信制の課程	千二百一人以上	百五十

第二表

学科の区分	生徒の数の補正の方法
農業、水産又は工業に関する学科	当該学科に属する生徒の数に一・二五を乗ずる（一未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは、一に切り上げ、零であるときは切り捨てる。以下各項において同じ。）

商業又は家庭に関する学科

政令で定める学科

二 農業、水産又は工業に関する学科を置く全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定した数の合計数を合算した数

学科の区分	算定の方法
農業又は水産に関する学科	当該学科の数に一を乗ずる。
工業に関する学科	当該学科の数に二を乗ずる。

三 生徒の数（通信制の課程の生徒の数を除く。以下次号及び次条において同じ。）が百人に達しない分校の数に一を乗じて得た数

四 生徒の数が千二百人をこえる学校の数に一を乗じて得た数（養護教諭等の数）

第十条 養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、生徒の数が六百一人から二千四百人までの学校の数に一を乗じて得た数と生徒の数が二千四百人をこえる学校の数に二を乗じて得た数を合計した数とする。

（実習助手の数）

第十一条 実習助手の数は、次の各

学科の区分	算定の方法
農業又は水産に関する学科	当該学科の数に二を乗ずる。
工業に関する学科	当該学科の数に二を乗じて得た数に一を加える。

三 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校の分校で農業、水産又は工業に関する学科に係る授業を行なうものの数に「一」を乗じて得た数

習助手及び事務職員の数に算定する場合において、農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校で政令で定める特別の事情があるものがあるときは、政令で定めるところにより、これらの規定により算定した数に当該学校に係る必要な数を減ずることが出来る。

第十二条 事務職員の数、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

第十四条 第九条の規定により教諭等の数を算定する場合において、公立の高等学校で非常勤の講師を置くこととするものがあるときは、政令で定めるところにより、同条の規定により算定した教諭等の数から当該学校に係る教諭等の数を減ずることが出来る。

一 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校について、当該学校におけるそれぞれの課程の生徒の数を次の表の上欄に掲げる人員に区分し、各区分ごとの生徒の数を、順次同表の下欄に掲げる数で除して得た数の合計数（二未満の端数を生じたときは、一に切り上げる）を合算した数

第十五条 第七条に規定する教職員定数には、次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする。

人員の区分 除すべき数
一人から三百人まで 三百
三百一人以上 四百五十

一 休職者
二 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十一年法律第百二十五号）第四十条の規定により臨時的に任用される者

二 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で、当該課程に置かれる農業、水産又は工業に関する学科に属する生徒の数が合計して二百人をこえることとなるものの数に「一」を乗じて得た数

三 通信制の課程を置く学校について、当該課程の生徒の数を六百人で除して得た数（二未満の端数を生じたときは、一に切り上げる）を合算した数

（教職員定数の算定に関する特例）
第十三条 第九条から前条までの規定により教諭等、養護教諭等、実

附則
この法律は、公布の日から施行する。

第六章 雑則
（教職員定数の算定に関する特例）
第十三条 第九条から前条までの規定により教諭等、養護教諭等、実

附則
この法律は、公布の日から施行する。

第一類第六号 文教委員会議録第二号

昭和三十六年十月四日

6 昭和三十八年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで
第一学年、第二学年及び第三学年、第三学年及び第四学年、第三学年及び第四学年

7 昭和三十八年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで
第一学年、第二学年、第三学年及び第四学年、第三学年及び第四学年、第三学年及び第四学年

年度	区分	生徒の数の補正の方法
昭和三十八年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	第一学年、第二学年、第三学年及び第四学年	第一学年の生徒の数に、その百分の九を減ずる（一人未満の端数を生じた場合は、小数点以下第一位の数字が「一」以上であるときは切り上げ、零であるときは切り捨て。以下各項において同じ。）
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	第一学年及び第二学年の生徒の数に、その百分の九を減ずる。	
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	第一学年、第二学年及び第三学年の生徒の数に、その百分の九を減ずる。	
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	第一学年、第二学年、第三学年及び第四学年の生徒の数に、その百分の九を減ずる。	

場合において、公立の高等学校で、生徒の養護に従事する職員で養護助教諭に準ずる者、実験若しくは実習について教諭の職務を助ける職員で実習助手に準ずる者又

は事務に従事する職員で事務職員に準ずる者を置くこととするものがあるときは、政令で定めるところにより、これらの規定により算定した養護教諭等、実習助手又は事務職員の数から、それぞれ、当該学校に係る養護教諭等、実習助手又は事務職員の数を減ずることができる。

理由

高等学校の教育水準の維持向上に資するため、公立の高等学校の設置、学校の適正な配置及び規模並びに学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本育英会法の一部を改正する法律案

日本育英会法の一部を改正する法律

日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十六条ノ四第一項及び第二項を次のように改める。

日本育英会ハ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ死亡又ハ不具廢疾ニ因リ貸与金ノ返還不能トナリタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

前項ニ規定スル場合ノ外日本育英会ハ大学又ハ高等専門学校ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ小学校、中

学校、高等学校、大学、高等専門学校其ノ他ノ施設ノ教育ノ職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得大学院ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ中学校、高等学校、大学、高等専門学校其ノ他ノ施設ノ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルトキ亦同ジ

則第三十六条ノ二の規定は、この法律の施行の際現に大学（国立工業教員養成所を含む）又は大学院に在学する者に対しその在学期間中に貸与した貸与金についても、適用する。

理由

日本育英会の貸与金の返還を免除される職の範囲を改めるとともに、貸与金の回収について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

前項ノ業務ノ方法中第十六条第一項第一号ノ規定ニ依リ貸与金ノ回収ニ関スルモノハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リモノトス

○長谷川政府委員 このたび、政府から提出いたしました学校教育法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

第三十六条ノ二 当分ノ間大学若ハ大学院又ハ高等専門学校ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ硫黄島及伊平屋島並ニ北緯二十七度以南ノ南西諸島（大東諸島ヲ含ム）ニ於ケル第十六条ノ四第二項ニ規定スル教育又ハ研究ノ職ニ相当スル職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ガ同項ノ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルモノト看做シ同項ノ規定ヲ適用ス

この法律案は、学校教育法につきましまして、高等学校の通信制の課程の整備並びに高等学校の定時制の課程及び通信制の課程と技能教育施設との連携のため所要の規定を設けるとともに、特殊教育及び就学義務関係の規定等を整備し、また、私立学校法につきましまして、通信制の課程の整備に伴う学校法人にかかる認可等について所要の規定を設けることとしたものであります。

第三十六条ノ三 当分ノ間第十六条ノ四第二項及前条中「大学」トアルハ「大学」国立工業教員養成所ヲ含ム（ト読替フルモノトス

まず、学校教育法の改正といたしましては、第一に高等学校の通信による教育を行なう課程を通信制の課程として整備したこととあります。

附則

高等学校の通信による教育は、その発足当初の諸事情のため、全日制の課程または定時制の課程における教育方法として考えられ、現在まで運営されてきたのでありますが、最近に至り

年々これを利用する生徒数も増加し、関係者の努力によりその内容も充実し、定時制の課程と並んで勤労青年を対象とする教育の上に相当の役割を果たすに至ったのであります。

そこで、このたび、これを全日制の課程、定時制の課程と並ぶ独立の通信制の課程として明確に位置づけるようにするとともに、通信制の課程のみを置く高等学校の設置をも認めることといたしましたのであります。また、通信による教育は、これまで都道府県を単位として行なわれていたものであり、将来もその発達を促進するとともに、最近におけるラジオ、テレビの普及に伴い、通信教育にこれらの新しい教育手段をも考慮し、全国または数都道府県を実施単位とする広域の通信制の課程をも設置し得る道を開くことといたしました。

なお、広域の通信制の課程の設置、廃止等にかかる都道府県の教育委員会または知事の認可を行なうに際し、全国的見地からの調整、教育水準の維持の必要等の見地から、あらかじめ、文部大臣の承認を受けて行なわせることとして、その適切な実施を確保しようとしたのであります。

これらの法的整備をはかるとともにさらに各般の行政施策を講じ、勤労青年の教育の機会の普及拡充に今後格段の努力をいたしたいと存するのであります。

第二は、高等学校の定時制の課程及び通信制の課程と技能教育施設との連係をはかったこととあります。

高等学校の定時制の課程または通信制の課程に在学する生徒が、同時にまた事業内訓練施設その他の技能教育施設において相当組織的な教育を受け、その成果を上げている場合があり、その施設、設備、教員組織、指導内容等が高等学校と同等以上と認められるときは、これらの技能教育施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなすことといたしました。このことにより学校と産業界との相互の連係を密にし、技能教育についての能率を高め、もって科学技術教育の振興に資することといたしましたのであります。

第三は、特殊教育に関する規定を整備したこととあります。すなわち、現在盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部及び高等部は、単独には設置できないこととなっており、特別の必要がある場合には、これらの部をそれぞれ単独に設置し得る道を開くこととするとともに、盲学校、ろう学校、養護学校または特殊教育級において教育することが適当な児童、生徒の範囲を明確にし、もって特殊教育の振興に資することといたしましたのであります。

次に、私立学校法の改正につきましましては、主として学校教育法の改正に伴う高等学校の通信教育制度の改正に伴い、規定の整備をはかったものであります。すなわち、広域の通信制の課程の設置、廃止等にかかる認可につきましましては、文部大臣の承認を経ることといたしましたことに伴い、これを設ける学校法人についても、同様の措置を定めるなど所要の規定を設けることといたしました。

なお、これらのほか、義務教育諸学校にかかる就学義務に関する規定等を整備することとしたのであります。

以上、この法律案の概要を御説明申し上げます。この法律案は、学校教育法等の一部を改正する法律案として、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

次に、今回、政府から提出いたしました公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

高等学校は、義務教育に続く学校として戦後の学制改革により新たに設けられた制度であります。十数年を経過した今日におきましては中学校卒業者の半数以上が高等学校に進学しており、わが国の学校教育において大きな役割を果たしているものであります。しかしながら、高等学校の設置、規模、学級編成、教職員定数等につきましては、従来、学校教育法及び文部省令である高等学校設置基準等の規定を根拠としてきたのであります。その後、高等学校教育の実態が大きく変化して参り、現行の規定が必ずしもこれに即応しないこと、高等学校の教育課程の改訂に伴い、これを実施していくために必要な教職員定数を確保しなければならぬこと、最近における地方財政の事情にかんがみ、高等学校の設置等について国が一定の基準を示す必要があること、また、今後における中学校卒業者の急増に伴い、高等学校進学者数の増加に対処する必要があることなどの理由により、公立高等学校の設置、適正な配置及び規模並びに学級編成及び教職員定数の標準について、国の方針を策定することが緊要となつて参つたのであります。

政府におきましては、これらの実情にかんがみまして、この際これが解決をはかるべく、本法律案を提出いたしましたのであります。すなわち、この法律

案は、公立高等学校の設置について所要の規定を設けるとともに、その適正な配置及び規模並びに学級編成及び公立の高等学校に置くべき教職員の定数の都道府県または市町村ごとの標準を定めることとしたものであります。

まず、公立の高等学校の設置につきましては、現在、都道府県及び市町村がこれを設置する場合には別段の制限がないのであります。一方、地方自治法におきましては、高等学校に関する事務は主として都道府県が処理するものと規定されております。この法律案におきましては、この考え方を進めて、公立の高等学校の設置は原則として都道府県が行なうものとし、政令で定める一定基準に該当する市町村は高等学校を設置することが出来るものとすることにいたしました。

第二は、公立の高等学校の配置及び規模の適正化について規定したことであり、すなわち、都道府県はその区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならないこととした。なお、この場合において、私立の高等学校が公立の高等学校と相ともに高等学校教育の普及と機会均等のため果たしている役割の重要性にかんがみ、私立の高等学校の配置状況を十分に考慮しなければならないこととした。また、公立の高等学校の学校規模の最低標準を定め、高等学校の教育水準の向上をはかることとしたのであります。

第三は、学級編成が教育効果の上に大きな影響があることにかんがみ、学級規模の適正化をはかるため、その標準となるべき生徒数について規定いたしました。

第四は、公立の高等学校の都道府県または市町村ごとの教職員の定数の確保をはかるため、その標準となるべき数を定めたことであり、すなわち、この法律案におきましては、校長、教諭、助教諭、講師、養護教諭、実習助手、事務職員などの職種別に教職員数を算定し、これらの数を合計して、都道府県または市町村ごとに置くべき教職員の定数の標準となるべき数を定めたのであります。この場合、標準となるべき数の算定の基礎については、高等学校の課程ごとの生徒の数を基本とし、これに課程の特色や学科の数、学校規模などの諸条件を十分考慮するよういたしました。

なお、これらの教職員の具体的配置については、各教育委員会が、地方の実情に即して適切に措置できるように考慮したのであります。

第五は経過措置であります。

その一は、この法律案によつて算定した教職員定数の標準を実施することに伴う急激な財政負担を緩和するため、規定でありまして、この法律施行の際、現に定められている教職員の定数がこの法律による教職員定数に達しない都道府県または市町村は、昭和三十八年三月三十一日までの間に、順次、教職員定数を充実していかなければならないこととした。

その二は、昭和三十八年度以降昭和四十四年三月三十一日までの間における生徒数の急増に対処するための措置でありまして、この間におきましては、約一割までの生徒増について教職員定数を増加させることなく、生徒を収容できるようにいたしましたのであります。

なお、これに伴つて、この期間中は学級編成の標準についても、一学級当たり収容生徒数を一割だけ増加できることとした。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。

最後に、このたび政府から提出いたしました日本育英会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和十九年日本育英会法施行以来、日本育英会は、年々堅実な発展を遂げ、今日まで同会を通じて学資の貸与を受け、その勉強を続けることができた生徒は、きわめて多数にのぼり、国家的な育英事業として多大の成果をおさめて参りました。

日本育英会から学資の貸与を受けた者は、修業後一定の期限内にその貸与金を返還する義務を有しておりますが、特例として、それらの者が義務教育に従事する教員または高度の学術研究者となつた場合に、その貸与金の返還を免除できる制度を設けて参りましたのは、それらの分野に積極的に人材を誘致し、義務教育の充実と学術の振興をはかるうとする趣旨に基づくものであります。

ところが、近年、高等学校進学者の急増に対処し、また科学技術者の育成を促進するため、高等学校、大学または高等専門学校に優秀な教員を確保することがますます重要になつて参りましたので、これに應ずる措置を講ずるとともに、日本育英会の貸与金の回収を一そう適確に行なうため、現行法の一部に必要な改正を加えることが適当であると考へ、この法律案を提出する

ものであります。

改正の第一点は、大学における貸与金の返還を免除される職のうちに、高等学校、大学、高等専門学校その他の施設の教育の職を加えたことであり、す。

改正の第二点は、大学院における貸与金の返還を免除される職のうちに、中学校、高等学校及び高等専門学校等の教育の職を加えたことであり、す。

改正の第三点は、日本育英会の業務の方法のうち、特に貸与金の回収に関するものは、主務大臣の定めるところによるものとしたことであり、す。

改正の第四点は、当分の間、大学もしくは大学院または高等専門学校で学資の貸与を受けた者が、冲繩の教育または研究の職についた場合も、日本本土の場合と同様に、その貸与金の返還を免除できる規定を設けたことであり、す。

改正の第五点は、当分の間、貸与金の返還免除については、国立工業教員養成所を大学と同じ取り扱いとしたことであり、す。

以上が、この法案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛同下さるようお願いいたします。

○櫻内委員長 質疑は次会以降に譲ることとした。

本日はこの程度とし、次会は来る六日金曜日、午前十時理事会、午前十一時三十分委員会を開会することとした。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五分散会

昭和三十六年十月五日印刷

昭和三十六年十月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局